# ~明るく、風通しの良い職場環境を実現し、離職を防ぐハラスメント防止コミュニケーション術~

2020年6月より改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)が施行されました。改正パワハラ防止法は大企業に加えて中小企業にも2022年4月から適用されていますが、社内でひとたびハラスメントの問題が起きれば、社内外に動揺と影響を及ぼすことになるため経営としても重大なリスクと認識すべきです。昨今ハラスメントが一層多様化する中でハラスメントは防止が最重要課題であり、その対策は企業の労務管理上必要不可欠なものとなっています。

今回のセミナーでは、企業経営者はもちろん、人事労務部門の責任者や管理職の方々にも是非押えていただきたいハラスメントの対策ポイントと受講後すぐに実践できるハラスメント防止に役立つコミュニケーションのコツも解説いたします。

#### 講座内容

- 1. 改正労働施策総合推進法のポイント (通称:パワハラ防止法)
- 2. ハラスメントの定義と分類
- 3. ハラスメントの原因と認識度
- 4. ハラスメントの予防策と対応方法
- 5. 質の良いコミュニケーションがハラスメントを防ぐ
  - ①世代間格差による価値観の違い
  - ②ハラスメントと言われない上司の在り方とは

 $_{\text{目 時 2024}}$   $_{\text{1}}$  7  $_{\text{1}}$  31  $_{\text{1}}$  (水)

14:00~16:00

場 所 原町商工会議所 2 階大会議室 (南相馬市原町区橋本町 1-35)

東中小·小規模事業者

原町商工会議所

くらなか かずひろ

### 

・ハラスメント防止コンサルタント

《プロフィール》



昭和58年東京外語大卒業後、(株)横浜銀行入行。主に融資審査の他、債権管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。また、年金アドバイザー2級の資格も持つ。

## 受講料 無料 (会員・非会員問わず)

定 員 50 名(先着順)

(※定員になり次第、締め切らせていただきます)

#### ■お申込み方法

- ①下記申込書に必要事項をご記入頂き、 FAXにてお申し込み
- ②QR コードより Web からのお申込み
- ■お問い合わせ TEL:0244-22-1141



# 7/31(水)「パワハラ防止法対応セミナー」申込書

 原町商工会議所行 → FAX:0244-24-4182

 事業所名
 TEL
 ( ) 

 参加者名
 参加者名

お申込いただいた皆様の情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会活動のためにのみ利用させて頂きます。